

市民税・県民税・森林環境税の納税通知書（普通徴収口座振替）について

通知書送付は年1回です。

1 納付について

この納税通知書により、金融機関で直接のお支払いは発生しません。

口座残高をご確認ください。

2 市民税・県民税の納付について（定額減税が対象となる場合の徴収方法については、別紙「個人住民税の定額減税について」をご覧ください。）

○普通徴収

納税者ご自身が納付書やスマートフォン決済、もしくは口座振替により納税する方法です。

通常6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納付となります。

○給与からの特別徴収

事業所が市民税・県民税・森林環境税を給与天引きして納める方法です。6月から翌年5月までの12回に分けて納付する方法です。

○公的年金等からの特別徴収

■新たに公的年金から差し引かれる方

公的年金からの特別徴収が開始される年度は、公的年金等に係る市民税・県民税額の2分の1に相当する金額を普通徴収（第1期・第2期）の方法で納めていただき、残りの税額を10月・12月・翌年2月に支給される公的年金から差し引きます。

納付方法	普通徴収		特別徴収（本徴収）		
	1期（6月）	2期（8月）	10月	12月	2月
公的年金等の所得に対する税額	税額の1/4	同左	税額の1/6	同左	同左

※ただし、令和6年度に限り、1期、2期は公的年金等に係る市民税・県民税額の1/4をご納付いただき、10月からは公的年金等に係る市民税・県民税額の1/6＋森林環境税額の1/3を、支給される公的年金から差し引きます。

■前年度に引き続き公的年金から差し引かれる方

令和5年度の公的年金等に係る税額の2分の1に相当する額を3回に分けて、令和6年4月・6月・8月に支給される公的年金から差し引きます。（以下、「仮特別徴収」といいます。）令和6年10月・12月・令和7年2月に差し引かれる税額は令和6年度の公的年金等に係る税額から仮特別徴収された額を控除した残額となります。

納付方法	特別徴収（仮特別徴収）			特別徴収（本徴収）		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
公的年金等の所得に対する税額	前年度の 税額の 1/6	同左	同左	税額から 仮特別徴収税額 を控除した残額 の1/3	同左	同左

※ 端数については、本徴収および仮特別徴収の各々の開始月に含まれます。

※ただし、令和6年度に限り、4月、6月、8月は前年度の公的年金等に係る市民税・県民税額の1/6を、10月からは公的年金等に係る市民税・県民税額から仮特別徴収税額を差し引いた額の1/3＋森林環境税額の1/3を、支給される公的年金から差し引きます。

■公的年金からの特別徴収の停止について

本通知で、公的年金から特別徴収する税額をお知らせしている方であっても、橋本市外に転出された場合や、公的年金の支給停止などがあった場合は、特別徴収が行えなくなるため、改めて納付いただく税額等を記載した納税通知書を送付します。

【公的年金からの特別徴収が停止される事由】

- ・市外へ転出された場合
- ・公的年金の支給停止等により、公的年金からの特別徴収が行えなくなった場合
- ・公的年金から特別徴収される税額が減額となった場合

※税額が減額となる時期によって、特別徴収を継続する場合があります。

3 普通徴収の1期から4期分を給与からの特別徴収へ切り替えるためには

就職等により普通徴収（年金特別徴収開始年度または再開年度の1、2期の普通徴収分を除く）から給与特別徴収への切り替えを希望される場合は、勤務先の給与担当者を通じてご連絡ください。

4 令和6年度から適用される市民税・県民税の主な税制改正について

◎国税の森林環境税について

森林環境税は温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から創設された国税です。令和6年度から、国内に住所のある個人に対して、年額1,000円が課税され、市町村が市民税・県民税と併せて徴収します。

◎市民税・県民税の定額減税について

日本経済をデフレに後戻りさせないための措置の一環として、令和6年分の所得税及び令和6年度分の市民税・県民税において定額減税が実施されることになりました。市民税・県民税の定額減税は、前年の合計所得金額が1,805万円以下の市民税・県民税所得割の納税義務者が対象となります。減税額については、本人・配偶者を含む扶養親族1人につき1万円です。

※1 定額減税の対象となる方は、国内に住所を有する方に限ります。

※2 同一生計配偶者及び扶養親族の判定は、原則、前年12月31日の現状によります。

※3 控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合は、令和7年度分の市民税・県民税において1万円の定額減税が行われます。

また、定額減税しきれない方には別途給付金(調整給付)が支給されます。支給対象の方には、後日ご本人様宛に案内を送付します。

問い合わせ先

橋本市 総務部 税務課 市民税係

e-mail：zeimu@city.hashimoto.lg.jp

TEL 0736-33-6212

FAX 0736-33-1665